

## 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

### 1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、首都高速道路株式会社（以下「当社」という。）における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

当社は首都圏の交通を円滑化し社会経済基盤を支えるために高速道路サービスの提供をすることが求められており、現下の状況においても引き続き、業務継続のための体制整備や感染症対策の一層の推進を図る必要がある。

このため、当社は対処方針の趣旨・内容、本ガイドラインに示された「感染防止の基本的な考え方」及び「具体的に講じる措置」を踏まえ、個々の業務の状況等に応じて、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力する。なお、本ガイドラインの内容は、感染拡大・収束の動向や対処方針の見直し等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

### 2. 感染防止の基本的な考え方

料金所、PA休憩施設、社屋などにおいて「三つの密」を避けるための必要な対策やデルタ株等の変異株の拡大も踏まえた十分な感染拡大防止対策を講じることとする。

### 3. 具体的に講じる措置

#### ① 会社が管理・運営する施設における感染症対策

#### ①-1 料金所・PA休憩施設における対策

##### (1) 料金所

- お客様や社員への感染防止対策として以下を遵守する。
  - ・ 手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケット、正しいマスク着用の徹底
  - ・ 出社前の検温
  - ・ 陽性が確認された者、濃厚接触したと推定される者及び体調不良者の出勤停止、自宅待機指示

- ・ 営業所及び料金所施設内の定期的換気（サーキュレーターの設置）、除菌、消毒、シーツの定期的な交換
- 感染拡大防止及び料金所機能を確保するため、勤務する料金所への送迎車両を固定化するなど料金所係員等の感染リスクを同一グループ内に留めるスプリット体制を全営業所において構築する。更に、感染防止対策を各営業所にて徹底することで、同一グループ内での感染リスクも最小限に留める。
- 感染者が発生し、料金所運用に必要な人員の確保が困難となる場合は、開放レーンを絞り料金所機能を確保する。また、料金所運用に必要な人員の確保が不可能となる場合は、ETCレーンの無線走行車のみに限定した運用とし、料金所機能を確保するなどお客様への影響を最小限にする。なお、料金所レーン運用変更にあたっては、国や警察等関係機関と必要事項について連携した上で実施する。
- 感染者が発生した場合の連絡体制を構築し、確実に運用する。

## (2) PA 休憩施設

- PA 全般における感染防止対策として以下を遵守する。
  - ・ 「3密」となる可能性のある、不特定多数のものが密集する場所の閉鎖（屋内喫煙所など）
  - ・ トイレにおけるハンドドライヤーの稼働停止
  - ・ 全てのPAへの消毒液の設置
  - ・ 共用部の消毒の実施
  - ・ 機械換気による常時換気を実施
  - ・ 機械換気が設置されていない場所では、窓や扉などを開放し常時換気を実施
  - ・ CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気を実施。  
なお、CO2センサーを設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置。
  - ・ 各自治体の緊急事態措置に基づいた営業時間の短縮
  - ・ 各種イベント開催の自粛
  - ・ 館内放送、PA掲示板及びデジタルサイネージ等の媒体による、感染防止についての周知（不要不急の外出を控える、手洗い・うがいの励行等）
  - ・ 大声での会話とならないよう、BGM等の音量の最小化

- ・産業医の指導・助言に基づく PA 従業員勤務場所及び PA 施設内の衛生対応
- お客様への感染防止対策として以下を遵守する。
    - ・ポスター等による手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケットの励行
    - ・店舗レジの待機列位置の指定、食堂における座席削減、パーテーション設置、混雑時入場制限やポスター掲出等の実施により、ソーシャルディスタンス（人と人との距離をできるだけ 2m を目安（最低でも 1m））を確保
    - ・店舗レジのビニールカーテン等設置による飛沫防止
    - ・店舗レジにてお客様に電子決済を推奨し、現金の収受はなるべくトレーを使用
    - ・従業員によるお客様への大声でのお声かけの禁止
  - PA 従業員への感染防止対策として以下を遵守する。
    - ・手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケット、正しいマスク着用の徹底
    - ・従業員の体調管理（就業前の検温など）の徹底、体調不良時の会社への報告および勤務見合わせ
    - ・緊急時の連絡体制の確立
    - ・社員（衛生管理者）による巡視
    - ・清掃員の交代勤務による業務継続体制構築
    - ・清掃員のゴム手袋着用の徹底
  - 感染者が発生した際には以下のとおり対応する。
    - ・従業員、清掃員並びにお客様に感染が確認された場合、保健所の指導に基づいた当該 PA の閉鎖及び消毒作業の実施
    - ・当社作成の広報マニュアルに基づいた速やかな情報提供
- ① ー 2 社屋等における対策
- 手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケット、正しいマスク着用を徹底する。
  - 消毒液、飛沫防止パーテーション、サーモセンサー、空気清浄機（紫外線付き含む）の設置等により、社員等の感染を予防する。
  - 来訪者にご協力いただき、手指消毒、マスク着用、検温を実施する。
  - 社員同士の距離確保、複数人が触る箇所の消毒等を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底する。

- 会議については、テレビ会議を基本とする。
- 全ての海外への渡航について、是非又はその延期の必要性について検討する。
- 勤務については以下のとおりとする。
  - ・ 在宅勤務又は交代勤務(スプリット体制)を実施する。
  - ・ 通勤時の人込みを避けることを目的として、スライド勤務を推奨する。各自の通勤経路の状況に応じた時間帯のスライド勤務を活用する。
  - ・ 妊娠中や基礎疾患を有する社員について、在宅勤務を積極的に適用するなど、特段の配慮を行う。
  - ・ 年次休暇の取得についても奨励する。
- 感染した場合、感染が疑われる場合等においては、保健所等の指示に従い必要な措置を講じるとともに、会社に必要な報告をする。
- 出勤後に体調不良を感じた場合には、必要に応じて発熱外来等にて抗原定性検査等を受けることができるよう、会社は連携医療機関の受診を促す。
- ② 工事等受注者の感染防止対策
  - 受注者に工事等の一時中止や工期延長の意向を確認する。
  - 感染防止措置に伴って技術者が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合には、必要に応じ工期の見直しや一時中止の措置を適切に講ずることとする。
  - 業務継続の場合には、各現場において「3密」が同時に重なる場を回避する等の感染症拡大防止対策を徹底した上で、事業者である首都高と工事受注者双方で確認する。
  - 個別の現場に係る感染拡大防止対策により追加で費用を要した場合は、受発注者間で設計変更協議を行い、必要が確認された場合は請負代金額又は業務委託料の変更を行うこととする。
  - 確認の際には、以下の項目等記載したチェックリストを用いて確認する。
    - ・ アルコール等の消毒液の設置

- ・ 不特定な者が触れる箇所の定期的な清掃
  - ・ 手洗い、うがい、手指消毒、咳エチケット、正しいマスク着用の徹底
  - ・ 職員、作業員の健康管理（検温・問診）の実施
  - ・ 朝礼、打合せ、着替え、休憩、食事等の際に「3密」とならない対策（換気・2m間隔）
- 入札の手続きについては、競争参加資格確認申請書等の提出期限の延長について検討する。また、一時中止措置等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とすることや、完了が当年度から翌年度に変更になった業務については、翌年度の手持ち業務とみなさない等の対応を行うなど適宜柔軟な対応を行うこととする。
- ヒアリングにあたっては、できるだけ電話やWEBによるテレビ会議システム等による直接対面しない方法とする。対面でヒアリングを行う場合は、感染拡大防止対策の徹底を行うこととする。
- ③ 高速道路利用者に対する感染拡大防止の協力の呼びかけ
- 国土交通省や地方自治体等関係機関と連携し、広報媒体を活用した感染拡大防止に関する積極的な広報を実施する。また、お客様へ直接接する業務（料金收受業務やPA休憩施設業務）にて感染症が発生した場合は、速やかに記者発表等により公表することで感染経路を明らかにし、感染拡大防止に努めるとともに、業務継続に関する広報を実施する。
- 実施に際しては、以下の広報媒体を活用する。また、契約業務のあるマスメディア媒体（ラジオ等）も調整のうえ、可能なものは活用する。
- ・ HP、SNS（Facebook、Twitter、mew-ti）
  - ・ 道路情報板
  - ・ PA 休憩施設（施設内外へのポスター掲示、PA 内放送）
  - ・ 日本道路交通情報センター提供の道路交通情報(テレビ、ラジオ、WEB)